

久万高原町観光協会特産品開発等事業委託業務仕様書

1 事業の目的

国が推し進める地方創生の流れの中、「売れる」こと及びインスタグラム等のSNSによる「情報の拡散」を目標として、町産品・特産品を生産している町内事業者に対し、特産品開発や既存商品のブラッシュアップ支援、販路開拓への取り組み方等専門的見地より支援することで、町内事業者の意識改革、経営スキルの向上、商品開発意欲の促進を図る。

また、町内事業者の商品や特産品についてブランディングを行い効果的なプロモーションを展開することで、町の魅力や認知度を高め、誘客を促進し、ひいては町内消費の拡大を図ることを目的とする。

2 委託金額の上限

金3,636,364円

(1) 金額は、消費税及び地方消費税抜きの価格とする。

(2) 金額には、委託業務の実施に係るすべての費用を含む。

3 本件業務の内容

次の(1)から(4)までの事業に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 商品開発支援事業

ア 参加事業者をサポートできる体制の構築

イ 既存の町内産品の魅力度チェック

※事業者名簿については観光協会より提供する。

町内事業者30件程度を予定

(2) ブランディング事業

ア ブランディングセミナー開催

地域の生産者や事業者を対象にブランディングの重要性やマーケットインの考え方等をテーマとしたセミナーを開催すること。

イ 町内産品を用いたブランディングのトータルコーディネートを行うこと

・町内産品のブランディングを行うにあたり、効果的な手法について企画・提案、実施すること。

・町内産品3品目以上を活用し、ブランディングを行うこと。

※コンセプト開発、ネーミング・ロゴ制作、パッケージデザイン等

※※企画内容は事前に久万高原町観光協会（以下「協会」という。）と打ち合わせを行い承認を得ること。

ウ ブランディングされた商品を店舗に展示するためのオリジナルブースを作製すること

エ ウにより作成したオリジナルブースを設置できる店舗を複数確保すること。

(3) 販路開拓について

ア 県内外の商品PRイベントに参加し事業者等へ町内産品のPRを行う機会を設けること。

イ PRイベント用オリジナルブースをデザインし、作製すること。

ウ その他PRイベントで商品を宣伝できる手法を企画し、実施すること。

(4) プロモーション事業について

WEB、紙媒体、SNS等を活用し、町内産品をプロモーションすること。
プロモーションの方法については効果的な手法を提案すること。

4 事業報告等について

(1) 提出物：事業報告書

※様式任意 紙ベース1部及びCD等による電子媒体1枚

提出するデータ形式及び電子媒体については、後日指示する。

(2) 提出場所：久万高原町観光協会事務局

担当：土居

(3) 提出期限：令和2年3月15日

5 著作権

著作権は協会に帰属する。ただし、受託者がこの契約締結前から権利を有している著作物の著作権は受託者に留保するものとする。

6 その他

委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な遂行を心がけることとする。疑義事項及び仕様書にめのない事項についても同様とする。